



# 栃木県公報

平成25年  
3月27日(水)  
号外  
第27号

## 目次

### 告示

- 競争入札参加資格等の一部改正..... 1
- 平成23年度栃木県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領..... 1

### 公告

- 認定特定非営利活動法人の認定..... 12

## 告示

### 栃木県告示第百四十四号

競争入札参加者資格等（平成八年栃木県告示第百五号）の一部を次のように改正し、平成二十五年度以降に行う一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の決定について適用する。

平成二十五年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

第八中「会計課」を「会計管理課」に改める。

別記様式第四号及び第五号中「会計第 号」を「第 号」に改める。

(各語同各語語)

### 栃木県告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、平成24年12月11日栃木県議会において認定された平成23年度栃木県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領を次のとおり公表する。

平成25年3月27日

栃木県知事 福田 富一

## I 平成23年度栃木県一般会計歳入歳出決算

## 1 歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 調 定	額 収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
1 県 税		199,500,000,000	211,508,716,817	699,245,690	10,133,910,148
	1 県 民 税	74,744,000,000	82,803,182,207	529,421,181	7,208,198,507
	2 事 業 税	32,643,000,000	33,240,158,612	33,116,867	457,102,207
	3 地 方 消 費 税	19,186,000,000	19,388,936,260		
	4 不 動 産 取 得 税	4,066,000,000	4,879,440,492	28,763,119	547,022,472
	5 県 た ば こ 税	4,576,000,000	4,872,106,444		
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,634,000,000	2,638,409,102		8,844,722
	7 自 動 車 取 得 税	2,975,000,000	2,953,012,600		
	8 軽 油 引 取 税	22,353,000,000	22,909,844,981		693,773,817
	9 自 動 車 税	36,261,000,000	37,303,535,898	107,378,167	762,256,190
	10 鉱 区 税	9,000,000	9,532,800		134,400
	11 狩 猟 税	49,000,000	49,380,100		
	12 旧 法 に よ る 税	4,000,000	461,177,321	566,356	456,577,833
2 地 方 消 費 税 清 算 金		39,493,000,000	39,492,733,296		
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	39,493,000,000	39,492,733,296		
3 地 方 譲 与 税		27,479,013,000	27,479,012,506		
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	23,997,314,000	23,997,314,000		

2	地方揮発油譲与税	3,270,686,000	3,270,686,000	3,270,686,000	3,270,686,000	
3	石油ガス譲与税	210,998,000	210,998,000	210,998,000	210,998,000	
4	地方道路譲与税	15,000	14,506	14,506	14,506	
4	地方特例交付金	2,056,453,000	2,056,453,000	2,056,453,000	2,056,453,000	
1	地方特例交付金	2,056,453,000	2,056,453,000	2,056,453,000	2,056,453,000	
5	地方交付税	154,019,642,000	154,019,642,000	154,019,642,000	154,019,642,000	
1	地方交付税	154,019,642,000	154,019,642,000	154,019,642,000	154,019,642,000	
6	交通安全対策特別交付金	719,853,000	719,853,000	719,853,000	719,853,000	
1	交通安全対策特別交付金	719,853,000	719,853,000	719,853,000	719,853,000	
7	分担金及び負担金	6,045,296,023	5,835,065,230	5,835,065,230	5,674,113,309	145,145,147
1	負担金	6,045,296,023	5,835,065,230	5,835,065,230	5,674,113,309	145,145,147
8	使用料及び手数料	7,636,504,000	7,360,809,101	7,360,809,101	7,144,982,773	212,224,522
1	使用料	4,044,435,000	4,008,279,676	4,008,279,676	3,792,453,348	3,601,806
2	手数料	3,592,069,000	3,352,529,425	3,352,529,425	3,352,529,425	212,224,522
9	国庫支出金	120,987,324,379	102,965,848,548	102,965,848,548	102,965,848,548	
1	国庫負担金	43,983,477,000	41,314,473,586	41,314,473,586	41,314,473,586	
2	国庫補助金	75,613,515,379	60,343,541,476	60,343,541,476	60,343,541,476	
3	委託金	1,390,332,000	1,307,833,486	1,307,833,486	1,307,833,486	
10	財産収入	1,894,472,000	1,757,150,732	1,757,150,732	1,757,068,054	82,678
1	財産運用収入	898,496,000	941,322,069	941,322,069	941,239,391	82,678
2	財産売却収入	995,976,000	815,828,663	815,828,663	815,828,663	

11 寄附金		728,263,000	781,673,340	781,673,340		
1 寄附金		728,263,000	781,673,340	781,673,340		
12 繰入金		35,370,966,200	28,270,524,858	28,270,524,858		
1 特別会計繰入金		1,355,459,000	1,222,682,439	1,222,682,439		
2 基金繰入金		34,015,507,200	27,047,842,419	27,047,842,419		
13 繰越金		17,770,995,032	17,770,995,085	17,770,995,085		
1 繰越金		17,770,995,032	17,770,995,085	17,770,995,085		
14 諸収入		124,546,355,000	121,595,598,587	120,913,466,539	23,357,358	658,774,690
1 延滞金、加算金及び過料等		688,763,000	750,967,959	542,824,238	7,150,646	200,993,075
2 県預金利子		479,000	1,720,652	1,720,652		
3 貸付金元利収入		111,705,906,000	107,973,490,783	107,919,476,519		54,014,264
4 受託事業収入		519,405,000	449,525,357	449,525,357		
5 収益事業収入		8,944,252,000	8,957,812,368	8,957,812,368		
6 利子割精算金収入		17,000,000	16,383,736	16,383,736		
7 雑収入		2,670,550,000	3,445,697,732	3,025,723,669	16,206,712	403,767,351
15 県債		111,213,740,000	100,005,740,000	100,005,740,000		
1 県債		111,213,740,000	100,005,740,000	100,005,740,000		
合	計	849,461,876,634	821,619,816,100	809,727,667,287	742,011,628	11,150,137,185

(単位：円)

2歳出

款	項	予算	支	出	額	翌	年度	繰	越	額	不	用	額
1 議	費	1,500,929,000		1,475,194,637								25,734,363	
	1 議	1,500,929,000		1,475,194,637								25,734,363	
2 総	務	58,403,165,600		57,072,906,354					640,456,300			689,802,946	
	1 総	33,052,729,600		32,226,941,225					620,790,300			204,998,075	
	2 企	11,832,019,000		11,695,726,134					19,666,000			116,626,866	
	3 徴	8,238,805,000		7,941,844,654								296,960,346	
	4 市	2,947,735,000		2,932,517,603								15,217,397	
	5 選	595,910,000		592,927,531								2,982,469	
	6 防	1,002,913,000		968,101,796								34,811,204	
	7 統	428,698,000		417,618,704								11,079,296	
	8 人	127,197,000		123,278,141								3,918,859	
	9 監	177,159,000		173,950,566								3,208,434	
3 民	生	90,454,478,000		83,153,981,672					3,901,255,000			3,399,241,328	
	1 社	54,570,875,000		49,788,977,840					3,360,872,000			1,421,025,160	
	2 兒	26,286,847,000		24,543,697,146					540,383,000			1,202,766,854	
	3 生	3,477,092,000		3,386,465,224								90,626,776	
	4 災	3,349,048,000		2,797,712,549								551,335,451	
	5 県	2,770,616,000		2,637,128,913								133,487,087	

4 衛生費		58,952,826,000	56,659,679,391	364,560,500	1,928,586,109
	1 公衆衛生費	25,511,900,000	24,491,212,605	350,649,500	670,087,895
	2 環境衛生費	2,254,330,000	1,651,365,478		602,964,522
	3 保健所費	2,070,155,000	2,042,089,762	13,911,000	14,154,238
	4 医薬費	22,436,441,000	22,010,030,065		426,410,935
	5 病院費	3,919,530,000	3,850,463,000		69,067,000
	6 環境対策費	2,760,470,000	2,614,518,481		145,951,519
5 労働費		18,536,547,000	17,297,172,788	1,501,000	1,237,873,212
	1 労働費	414,365,000	410,561,092		3,803,908
	2 職業訓練費	1,376,527,000	1,302,252,878		74,274,122
	3 失業対策費	16,637,924,000	15,482,962,798	1,501,000	1,153,460,202
6 農林水産業費	4 労働委員会費	107,731,000	101,396,020		6,334,980
		41,758,834,130	34,873,175,249	4,802,864,374	2,082,794,507
	1 農業費	11,145,272,500	9,291,460,087	1,029,528,000	824,284,413
	2 畜産業費	3,408,766,400	2,752,793,732	53,435,000	602,537,668
	3 農地費	11,088,915,000	9,209,937,122	1,737,769,800	141,208,078
	4 林業費	15,419,699,230	12,926,143,955	1,982,131,574	511,423,701
7 商工費	5 水産業費	671,687,000	670,342,718		1,344,282
	6 自然保護費	24,494,000	22,497,635		1,996,365
		105,827,798,800	101,949,352,032	84,469,400	3,793,977,368
	1 商工費	104,521,941,000	100,716,156,361	31,925,000	3,773,859,639

8 土 木 費	2 観 光 費	1, 305, 857, 800	1, 233, 195, 671	52, 544, 400	20, 117, 729
		98, 475, 554, 604	77, 162, 733, 325	20, 211, 318, 086	1, 101, 503, 193
	1 土 木 管 理 費	7, 391, 926, 000	5, 489, 957, 231	1, 239, 377, 000	662, 591, 769
	2 道 路 橋 り よ う 費	54, 797, 214, 685	43, 107, 095, 899	11, 522, 397, 334	167, 721, 452
	3 河 川 費	21, 208, 737, 394	15, 898, 708, 460	5, 204, 520, 566	105, 508, 368
9 警 察 費	4 都 市 計 画 費	10, 766, 093, 525	8, 688, 052, 701	2, 028, 899, 186	49, 141, 638
	5 住 宅 費	4, 311, 583, 000	3, 978, 919, 034	216, 124, 000	116, 539, 966
		42, 823, 768, 000	42, 142, 267, 712	382, 979, 000	298, 521, 288
	1 警 察 管 理 費	41, 721, 489, 000	41, 114, 463, 010	382, 979, 000	224, 046, 990
	2 警 察 活 動 費	1, 102, 279, 000	1, 027, 804, 702		74, 474, 298
10 教 育 費		184, 226, 215, 500	180, 827, 151, 171	1, 607, 400, 500	1, 791, 663, 829
	1 教 育 総 務 費	22, 406, 425, 000	22, 023, 579, 346		382, 845, 654
	2 小 学 校 費	66, 484, 373, 000	66, 412, 722, 728		71, 650, 272
	3 中 学 校 費	37, 410, 052, 000	37, 364, 455, 174		45, 596, 826
	4 高 等 学 校 費	40, 882, 095, 500	38, 763, 926, 613	1, 192, 341, 500	925, 827, 387
	5 特 別 支 援 学 校 費	13, 099, 028, 000	12, 905, 753, 412	114, 605, 000	78, 669, 588
	6 社 会 教 育 費	2, 212, 427, 000	1, 703, 173, 113	250, 454, 000	258, 799, 887
11 災 害 復 旧 費	7 保 健 体 育 費	1, 731, 815, 000	1, 653, 540, 785	50, 000, 000	28, 274, 215
		11, 272, 481, 000	6, 859, 235, 384	2, 909, 531, 479	1, 503, 714, 137
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2, 000, 087, 000	1, 165, 457, 146	526, 922, 930	307, 706, 924
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	6, 900, 982, 000	4, 018, 779, 273	1, 722, 433, 049	1, 159, 769, 678

3	県有施設等災害復旧費	1,496,726,000	1,039,113,681	443,003,000	14,609,319
4	社会福祉施設等災害復旧費	874,686,000	635,885,284	217,172,500	21,628,216
12	公債費	93,007,921,000	93,004,229,382		3,691,618
1	公債費	93,007,921,000	93,004,229,382		3,691,618
13	諸支出金	44,221,000,000	43,934,761,208		286,238,792
1	地方消費税清算金	19,248,000,000	19,213,734,296		34,265,704
2	利子割交付金	631,000,000	601,186,000		29,814,000
3	地方消費税交付金	19,900,000,000	19,899,924,000		76,000
4	ゴルフ場利用税交付金	1,892,000,000	1,835,066,757		56,933,243
5	特別地方消費税交付金	1,000,000			1,000,000
6	自動車取得税交付金	1,979,000,000	1,880,131,000		98,869,000
7	利子割精算金	2,000,000	1,045,155		954,845
8	配当割交付金	414,000,000	400,123,000		13,877,000
9	株式等譲渡所得割交付金	154,000,000	103,551,000		50,449,000
14	予備費	358,000			358,000
1	予備費	358,000			358,000
合	計	849,461,876,634	796,411,840,305	34,906,335,639	18,143,700,690

歳入歳出差引残額 (A) 13,315,826,982円

翌年度へ繰り越すべき財源 (B) 7,106,770,460円

実質収支額 (A-B) 6,209,056,522円

II 平成23年度栃木県特別会計歳入歳出決算

1 歳 入

(単位：円)

会 計 名	事 項	予 算 現 額 調 定	額 収 入 済 額	不 納 欠 額	収 入 未 済 額
公 債 管 理		30,695,000,000	30,695,000,000		
自動車取得税・自動車税納税証紙		4,137,821,270	4,137,821,270		
馬頭最終処分場事業		43,077,048	43,077,048		
母子寡婦福祉資金貸付事業		914,701,963	504,687,236		410,014,727
心身障害者扶養共済事業		295,535,770	292,836,130	124,600	2,575,040
小規模企業者等設備資金貸付事業		4,982,541,768	3,990,953,768		991,588,000
就農支援資金貸付事業		1,186,553,268	1,170,416,268		16,137,000
県 営 林 事 業		422,101,521	422,101,521		
林業・木材産業改善資金貸付事業		395,030,217	378,362,652		16,667,565
流域下水水道事業		7,907,969,915	7,907,969,915		
合 計		50,980,332,740	49,543,225,808	124,600	1,436,982,332

2 歳 出

(単位：円)

会 計 名	事 項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
公 債 管 理		30,695,000,000	30,695,000,000		
自動車取得税・自動車税納税証紙		4,064,990,000	4,064,990,000		
馬頭最終処分場事業		92,439,000	43,068,838	26,000,000	23,370,162
母子寡婦福祉資金貸付事業		390,460,000	344,703,192		45,756,808
心身障害者扶養共済事業		302,900,000	291,891,700		11,008,300
小規模企業者等設備資金貸付事業		2,698,150,000	2,231,526,841		466,623,159
就農支援資金貸付事業		723,300,000	628,937,794		94,362,206
県営林事業		257,760,000	228,752,914		29,007,086
林業・木材産業改善資金貸付事業		115,610,000	42,360,454		73,249,546
流域下水水道事業		7,426,919,660	6,487,552,769	445,828,750	498,538,141
合 計		46,767,528,660	45,058,784,502	471,828,750	1,236,915,408

歳入歳出差引残額(A) 4,484,441,306円

翌年度へ繰り越すべき財源(B) 92,959,584円

実質収支額(A-B) 4,391,481,722円

### Ⅲ 監査委員の意見

#### 1 審査の結果

平成23年度の一般会計及び特別会計の決算について審査した結果、計数については、関係諸帳簿、証拠書類等と符合し、正確なものと認められた。

また、予算の執行、収入・支出事務及び財産に関する事務については、一部に留意又は改善を要する事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されているものと認められた。

#### 2 審査の意見

地方財政は、先行き不透明な世界経済、長引く円高とデフレ等による景気の低迷や東日本大震災の影響を受け、未だ税収の回復が見えず、これまでの景気対策等に伴い発行した地方債の償還や少子高齢化の進展等による社会保障関係経費の増加が大きな負担となるなど、依然として厳しい状況が続いている。

本県の平成23年度の予算は、「平成23年度政策経営基本方針」に基づく県政の重要課題への積極的な対応や「新とちぎ元気プラン」に掲げた各種施策の目標達成等を目指して編成されたが、震災対応のための累次の補正予算の編成を経て、一般会計予算現額8,494億6,187万円（1万円未満切り捨て。以下同じ。）、特別会計予算現額467億6,752万円、合わせて8,962億2,940万円をもって執行された。

この結果、平成23年度一般会計の歳入決算額は8,097億2,766万円で、調定額に対する収入率は98.6%、歳出決算額は7,964億1,184万円で、予算現額に対する執行率は93.8%となり、実質収支額は62億905万円の黒字、単年度収支額は18億1,498万円の赤字となっている。同じく特別会計の歳入決算額は合計で495億4,322万円、収入率は97.2%、歳出決算額は合計で450億5,878万円、執行率は96.3%となり、実質収支額は43億9,148万円の黒字、単年度収支額は25億8,182万円の赤字となっている。

また、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は91.0%（普通会計ベース）と、前年度に比べ4.0ポイント悪化している。これは、公債費等の支出が減少した一方で、県税収入や臨時財政対策債等の収入が減少したことによるものである。

さらに、県債残高及び公債費は高水準となっていること、県税収入が県内景気の低迷や震災等の影響により、当面、大幅な増加は期待できないことなどから、県財政は引き続き予断を許さない状況にある。

こうした状況を改善するため、「とちぎ未来開拓プログラム」や「とちぎ行革プラン」（栃木県行財政改革大綱（第5期））を着実に実行し、地方分権時代にふさわしい行財政基盤を早期に確立するよう取り組まなければならない。

なお、個別事項については次のとおりであるので、十分留意されるよう望むものである。

##### (1) 収入の確保について

収入未済額は、一般会計が111億5,013万円、特別会計が14億3,698万円、合わせて125億8,711万円となっており、前年度に比べ2,467万円増加している。収入未済額の主なものは、一般会計では、県税が101億3,391万円で、収入未済額の大宗を占めており、県税以外は、使用料及び手数料のうち県営住宅使用料が1億9,224万円、諸収入のうち、県税に係る加算金が1億8,950万円、補助金等精算返納金が1億9,659万円となっている。また、特別会計では、小規模企業者等設備資金貸付事業が9億9,158万円、母子寡婦福祉資金貸付事業が4億1,001万円となっている。

これらの収入未済額を縮減するため、税収については「栃木県地方税滞納整理推進機構」が定める取組方針などにに基づき、税外収入については「債権管理の適正化のための取組方針」に基づき、それぞれ積極的な督促や滞納処分の強化、民間能力の活用、訴訟などの法的措置を含め、引き続き収入の確保に努めているものの、依然として多額なものとなっている。

現下の厳しい財政状況の中、自主財源の確保と県民負担の公平の観点から、新たな収入未済の発生防止を徹底するとともに、既存の収入未済案件については、悪質な滞納者に対する法的措置を講ずるなど、厳正で機動的な滞納処分を行い、積極的な収入の確保に努められたい。

##### (2) 事務事業の執行について

① 事務事業の執行に当たっては、財務関係諸規程や関係法令等を順守して、適正かつ正確に処理することはもとより、最少の経費で最大の効果を上げなければならない。

このため、事業がより少ない経費で実施できないか（経済性）、同じ経費でより大きな成果が得られないか（効率性）、所期の目的達成に効果を上げているか（有効性）について職員一人ひとりが常に念頭に置き、組織全体がコスト意識を高めながら、適切な予算執行に努められたい。

また、引き続き事務事業の徹底した見直しを進め、事業の組換えや縮小・廃止についても弾力的かつ効果的に対処されたい。

- ② 定期監査や行政監査において、次のような是正・改善又は検討を要する事項が認められた。
- ア 予算執行について、予算執行伺を省略するなど不適切な事務を行っていたもの、予算執行伺額を超えて支出していたもの
  - イ 収入・支出事務について、事務手続きの遅れにより調定あるいは支払いが遅延していたもの
  - ウ 契約検収事務について、設計変更における指示や協議を書面によらず口頭で行ったもの、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定める事項の記載が不十分なもの、契約保証金の取扱いなど事務手続きが不適切なもの
  - エ 委託事務について、設計積算が不適切なもの、履行確認が不十分なもの、執行伺を作成していなかったもの
  - オ 工事事務について、設計積算が不適切なもの、検査手続きの不十分なもの、仕様書で提出を必要としている報告書がなかったもの
  - カ 財産・物品管理等事務について、自動車の保管台数が把握されていないなど公舎の管理が不十分なものの、毒物・劇物の管理が不適切なもの、固定資産の処分手続きが不適切なもの、国が公募する研究事業で提供された機材等の帰属や取扱いが不明確なもの
  - キ 給与事務について、期末・勤勉手当、住居手当及び通勤手当の認定誤りなどにより、諸手当の支給が不適切なもの
  - ク 補助金等事務について、検査下命をせずに完了検査を実施するなど事務手続きが不適切なもの、完了検査を十分行わずに額の確定をしたもの
  - ケ その他の事務について、準公金の保管方法が不適切なもの、事務省力化の観点から実施要領の改正を検討すべきもの
- これらの事項については、既にその都度是正・改善等を求めているところであるが、より一層の適正かつ効果的な事務事業の執行を確保するためには、その原因等を究明するとともに、関連する財務事務はもとより行政事務全般にわたり検証を行い、再発防止に努められたい。

以上述べてきたとおり、本県の財政は依然として厳しい状況にある。さらには、経済・雇用対策をはじめ、少子高齢化や環境問題などの重要課題への対応に加え、東日本大震災からの復興推進や原子力災害への対応も求められており、引き続き、自主財源の確保、自律的な財政基盤の確立に向け、努力されたい。

また、「とちぎ未来開拓プログラム」の集中改革期間が平成24年度に終了となるが、今後もプログラムの考え方を継承しながら、選択と集中による施策の重点化を積極的に進めるとともに、「安心」「成長」「環境」をともにつくる、元気度 日本一 栃木県の実現に向けた施策を強力に推進し、県勢の発展と県民福祉の向上に取り組まれるよう望むものである。

(会計局会計課)

## 公 告

### ○認定特定非営利活動法人の認定

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定により次のとおり認定特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第49条第2項の規定により公示する。

平成25年3月27日

栃木県知事 福田 富一

名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事務所の所在地	認定の有効期間
特定非営利活動法人チャイルドラインとちぎ	松江 比佐子	宇都宮市滝の原一丁目2番15号	—	平成25年1月8日から平成30年1月7日まで
特定非営利活動法人もうひとつの美術館	梶原 紀子	那須郡那珂川町小口1181-2	—	平成25年1月8日から平成30年1月7日まで

(県民文化課)